

沖縄防衛施設地方審議会規則を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

沖縄防衛局長 田中 利則

沖縄防衛施設地方審議会規則

(通則)

第 1 条 沖縄防衛局に置かれる沖縄防衛施設地方審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関しては、防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号）及び防衛施設地方審議会令（昭和 37 年政令第 412 号）（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(議長)

第 2 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(幹事)

第 3 条 令第 3 条 2 項に基づく幹事を、沖縄防衛局の職員のうちから総務部総務課長、総務部会計課長及び管理部業務課長をそれぞれ任命する。

(庶務)

第 4 条 庶務は、沖縄防衛局管理部業務課とする。

(会議の開催等)

第 5 条 審議会の招集は、招集日の 7 日以前に招集日時、招集場所、会議の議題及び沖縄防衛局長からの諮問事項を各委員に通知することにより行う。

2 審議会の会議は、会長及び委員の過半数の同意によって公開することができる。

(審議会の議決等)

第 6 条 審議会の議決及び動議は、すべて審議会の会議において採決しなければならない。議決及び動議は、別段の定めがない限り、採決のときにおいてその効力を発生する。

(議事録等)

第 7 条 審議会の会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

2 前項の議事録は、幹事がこれを作成し、当該会議に出席した会長及び委員の承認を経て確定する。

(部会)

第 8 条 審議会は、専門的かつ詳細な調査又は討議を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、審議した事項に関し、審議会にその経過を報告する。

7 審議会は、沖縄防衛局長の同意を得て、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(実地調査)

第9条 委員は諮問事項を調査審議するため、必要に応じ予算の範囲内において実地調査することができる。

附則

この達は、平成31年4月1日から施行する。